

市民局における内部統制の推進体制に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪市内部統制の推進に関する規則（令和2年大阪市規則第58号。以下「規則」という。）に基づき、市民局における内部統制の推進体制について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、規則の例による。

(副内部統制責任者)

第3条 副内部統制責任者は、理事及び区政支援室長をもって充て、規則第5条第5項に規定する事務を処理する。

2 内部統制責任者に事故があるとき又は内部統制責任者が欠けたときは、次に掲げる順位により、その職務を代行する。

(1) 理事

(2) 区政支援室長

(分任内部統制責任者)

第4条 分任内部統制責任者は、部長、担当部長その他これらに相当する職にあるものをもって充て、規則第6条第3項に規定する事務を処理する。

(内部統制総括員)

第5条 内部統制総括員は、総務担当課長をもって充て、規則第6条第4項に規定する事務を処理する。

(内部統制員)

第6条 内部統制員は、課長、担当課長その他これらに相当する職にあるものをもって充て、規則第7条第3項に規定する事務を処理する。

(施行の細目)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 市民局における内部統制の体制に関する要綱は、廃止する。

附 則

この改正規定は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和4年2月2日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和5年6月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和7年7月1日から施行する。

附 則

この改正規定は、令和8年4月1日から施行する。